

東京都保健医療公社荏原病院における 宗教上の理由等により輸血を希望しない患者さんに対する基本方針

当院では、宗教上の理由等により輸血を希望されない患者さんに対して、倫理委員会の決定に則り、以下のように相対的無輸血の方針により対応いたします。

- 1 治療にあたり、できる限り輸血を行わないための努力をいたします。
- 2 輸血をする可能性がある治療の前には、十分な説明をした上で、輸血の同意をいただく努力をいたします。
- 3 輸血なしでは生命の維持が困難になった場合には、生命尊重の立場を優先し、輸血を行います。
- 4 上記の相対的無輸血の方針に同意していただけない場合には、当院における治療は困難であることを説明し、転院を希望される方に対しては転院支援を行います。
- 5 当院は、患者さんから申し出ることのある絶対的無輸血に合意しません。また、患者さんが持参される、当院およびその職員の免責証明書にも署名・捺印いたしません。
- 6 以上の方針は、患者さんの意識の有無、年齢に関わらず適用いたします。

(注)

<相対的無輸血>

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時には輸血をするという立場・考え方

<絶対的無輸血>

患者さんの意思を尊重し、輸血以外の救命手段がない事態になっても輸血をしないという立場・考え方

令和2年10月1日
東京都保健医療公社
荏原病院長